

今後の都市計画手続

■ 今後の都市計画手続



■ 今後の都市計画手続

◆ 都市計画市素案の縦覧

期 間	平成25年4月15日(月)～4月30日(火) (土・日・祝日を除く 午前8時45分～午後5時15分)
場 所	建築局都市計画課

※栄区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。

(受付時間 午前8時45分から午後5時まで)

※都市計画課ホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。

◆ 公聴会 (※公述の申出があった場合に開催します。)

日 時	平成25年5月22日(水) 午後7時～
場 所	笠間小学校

■ 今後の都市計画手続

◆ 公述の申出

関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

申出期間 (※期間必着)	平成25年4月15日(月)～4月30日(火) (土・日・祝日を除く午前8時45分～午後5時15分)
申出方法	・書面 (郵送又は持参) 指定の公述申出書(都市計画課窓口やホームページ等で入手可)に記入の上、建築局都市計画課へ 【4月30日(火)必着】 ・電子申請 都市計画課ホームページから手続可能 【4月30日(火)午後5時15分まで】 ※メンテナンス時間中(不定期)は、利用不可
申出多数の場合	10名を超える場合、抽選を行います。

※公聴会の開催の有無については、5月2日(木)以降に
都市計画課ホームページ又は都市計画課までお電話等でご確認ください。

■ 今後の都市計画手続

◆ 問合せ先

◇ 計画内容・事業内容について

横浜市 都市整備局 市街地整備推進課
(横浜市中区港町1-1 市庁舎6階)
TEL: 045-671-3799

◇ 都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課
(横浜市中区相生町3-56-1 JNビル14階)
TEL: 045-671-2657